



来週の投資戦略 (11/25-28)

逆回転中？

2025年11月23日

小松 徹

注目事項 一 見所

- 11月26日、党首討論 — 高市首相、挑発に乗るな。
11月27日、欧州中央銀行(ECB)理事会要旨 — 弱い景気で利下げを議論も？
11月28日、11月の東京都区部消費者物価指数(生鮮除く) — 前年比+2.7%?
11月28日、10月の鉱工業生産指数 — 前月比マイナス0.5%?

株式市場見通し

先週は米エヌビディアの決算発表後にわが国の株式市場が寄り付き後急進したが、その後は大幅下落した。日経225が木曜日高値50574円から金曜日引け値まで2000円近く下げたが、特定の数銘柄の下げによった。10月にはこの逆もあった。こう考えると、現在の日経の大きな変動は一部銘柄によるもので、それ以外の銘柄が大きく変動しているわけでもない^(注)。10月分の逆回転はしばらく続くか。ただ、中国の強硬な対日政策から、インバウンド関連銘柄も下げている点が10月よりもマイナスだ。

来週も中国から日本に対して何らかの発信があるかもしれない。ただ、2010年の尖閣問題の時のように極端なことにはならないのでは、とやや楽観視している。当時とは中国経済が大きく違うからだ。当時中国は高成長を続けており、わが国を含めて外国資本が急速に流入していた。現在は、不動産バブル崩壊で消費も弱く、若者の失業率が20%以上と推測されている。米国にも日本にも観光や留学でいけないとすれば、彼らは不満をためているだろう。来週水曜日にわが国国会では党首討論があるが、野党から高市首相に挑発的な質問が出て首相がどう対応するか、やや心配な面もある。

さて、上半期の企業決算がまとまった。純利益が前年比7.3%増と集計されたが、年間予想は2.5%減となっている。ソフトバンクグループ(9984、以下SBG)が上半期には含まれているが、年間予想では除外されている。SBGの上半期決算を除けば、ほぼ横ばいだった。ただし、中国問題は企業決算が出そろってからの話なので、下半期はこの影響を差し引かなければならない。前々から、中国依存度の高い企業には時としてこのような事態になることは予想されていた。人出が多くて旅行を控えていた日本人が中国旅行客のキャンセル分を埋めていけば良いのではないか。

最後に先週市場予想を上回るエヌビディア決算が米国市場で株安になったことについて。投資家が懸念しているのはエヌビディアの半導体が大量に売れてデータセンターに納入されたとしても、電力不足で動かないのでは、との懸念もあることだ。日米投資協定で、わが国企業が早期に新規電力への投資を要請されていることからもわかる。

(注) 例えば、金曜日は1198円下げたが、上昇銘柄数は下落銘柄数の4.8倍。これは10月に日経225だけが急伸した反動もある。10月20日に日経は1602円上げたが、下落銘柄数が上昇の7倍。

KPAの投資戦略

ロング(買い)	ショート(売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。

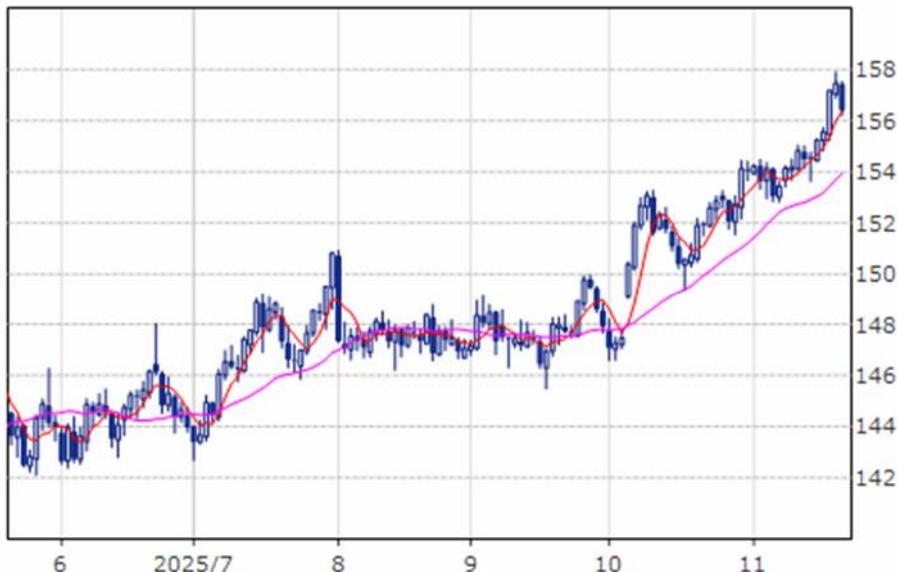
日経225



TOPIX



米ドル・円相場



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。

©2000 – 2025 Komatsu Portfolio Advisors Co., Ltd. All rights reserved.